

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月30日
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス (Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中村 貴子
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 5894
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド (Money Select Trust - South African Rand Fund, a Series Trust of Money Select Trust)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	1,000億南アフリカ・ランド（約9,100億円）を上限とします。 （注）南アフリカ・ランドの円貨換算は、平成27年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1南アフリカ・ランド＝9.10円）によります。以下、南アフリカ・ランドの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成27年7月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるマネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（Money Select Trust - South African Rand Fund, a Series Trust of Money Select Trust）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

（2015年8月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （南アフリカ・ランド）	投資比率 （％）
固定利付債	英国	57,226,954	16.67
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		286,144,645	83.33
純資産総額		343,371,599 （3,124,681,551円）	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注３）南アフリカ・ランドの円貨換算は、2015年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1南アフリカ・ランド＝9.10円）によります。以下、南アフリカ・ランドの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2014年9月1日から2015年8月末日までの期間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(南アフリカ・ランド)	(円)	(南アフリカ・ランド)	(円)
2014年9月末日	341,102,508	3,104,032,823	0.0131686	0.1198
10月末日	343,557,320	3,126,371,612	0.0132216	0.1203
11月末日	313,500,997	2,852,859,073	0.0132694	0.1208
12月末日	316,776,366	2,882,664,931	0.0133229	0.1212
2015年1月末日	323,044,512	2,939,705,059	0.0133728	0.1217
2月末日	328,788,711	2,991,977,270	0.0134208	0.1221
3月末日	347,610,472	3,163,255,295	0.0134770	0.1226
4月末日	341,673,323	3,109,227,239	0.0135307	0.1231
5月末日	333,920,349	3,038,675,176	0.0135843	0.1236
6月末日	346,314,597	3,151,462,833	0.0136462	0.1242
7月末日	346,919,076	3,156,963,592	0.0137044	0.1247
8月末日	343,371,599	3,124,681,551	0.0137584	0.1252

分配の推移

期間	分配金（南アフリカ・ランド）
2014年9月1日から2015年8月末日	0

収益率の推移

期間	収益率（注）
2014年9月1日から2015年8月末日	4.89%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2015年8月末日の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2014年8月末日の受益証券1口当り純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注）
2009年	6.43%
2010年	5.47%
2011年	4.46%
2012年	4.43%
2013年	4.08%
2014年	4.53%
2015年	3.27%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2015年については8月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格。2009年の場合は、ファンド設定時の受益証券1口当り純資産価格（0.01南アフリカ・ランド）

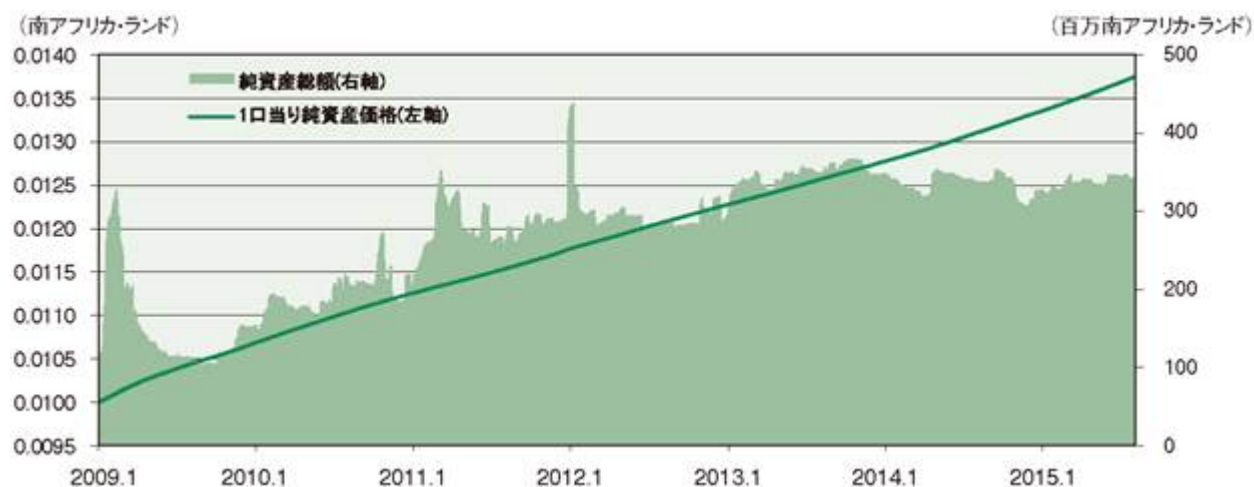
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

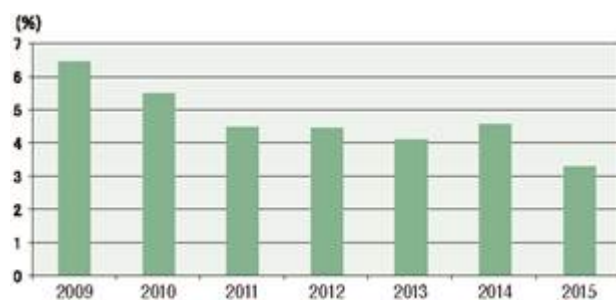
純資産総額 343百万南アフリカ・ランド /

1口当り純資産価格 0.0137584南アフリカ・ランド（2015年8月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）

* 2009年は1月26日から12月末まで、2015年は8月末まで

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2014年9月1日から2015年8月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2015年8月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
9,160,441,955 (9,160,441,955)	9,954,641,192 (9,954,641,192)	24,957,215,576 (24,957,215,576)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、南アフリカ・ランドで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。南アフリカ・ランドの円貨換算は、2015年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1南アフリカ・ランド=9.10円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

純資産計算書

2015年 7月31日現在

(南アフリカ・ランドで表示)

	注記	(南アフリカ・ランド)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額：56,999,100南アフリカ・ランド)	2	57,032,205	518,993
銀行預金		104,476	951
預金		288,100,000	2,621,710
受益証券の発行未収金		3,293,725	29,973
未収収益		948,833	8,634
預金利息		278,039	2,530
前払費用		323	3
資産合計		349,757,601	3,182,794
負債			
受益証券の買戻未払金		1,766,952	16,079
未払費用	8	1,071,573	9,751
負債合計		2,838,525	25,831
純資産		346,919,076	3,156,964
発行済受益証券数		25,314,451,632口	-
受益証券 1 口当り純資産価格		0.0137044	0.1247円

添付の注記は当財務書類の一部である。

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

発行済受益証券数の変動表

2015年7月31日に終了した期間

期首現在発行済受益証券数	24,156,866,174
発行受益証券数	4,926,911,998
買戻受益証券数	(3,769,326,540)
期末現在発行済受益証券数	25,314,451,632

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

財務書類に対する注記

2015年7月31日現在

注1 - 組織

トラスト

マネー セレクト トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2008年11月17日付信託証書（2008年11月28日および2009年1月5日に修正済。）により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）（「本規則」）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンド

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（「ファンド」）は、2008年11月17日付信託証書および追補証書（2008年11月28日および2009年1月5日に修正済。）に従い設立されたシリーズ・トラストであり、現時点で設立されている唯一のシリーズ・トラストである。

ファンドは、2009年1月26日に運用を開始した。

信託証書に従った早期償還がなければ、受託会社と管理会社の合意により延長する場合を除いて、ファンドは2019年1月31日に償還する。

ファンドの投資目的は、元本の安定性と流動性の維持を図りながら、安定した収益を獲得することである。ファンドは、南アフリカ・ランド建ての指名金銭債権、手形、公社債に投資を行うことにより、この目的を達成することを目指す。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

組入証券および短期金融商品は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合、受領する価格よりも高額であったり、低額であったりすることがある。この方法を利用した場合、かかる保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってまたは指図に従って定期的に検討される。投資家または既存の受益者に多大な稀釈またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると決定される場合には、管理会社は、必要かつ適切とみなされる事後処理（売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却または入手可能な市場相場を用いた受益証券1口当り純資産価格の算出を含む。）を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を南アフリカ・ランドで記帳し、財務書類は南アフリカ・ランドで表示される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての資産および負債は、期末の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

南アフリカ・ランド以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資に係る実現および未実現の純損益に含まれる。

2015年7月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1 南アフリカ・ランド = 0.07198ユーロ

1 南アフリカ・ランド = 0.07877米ドル

注3 - 保管会社の報酬

保管会社は、ファンドに関する役務につき、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができる。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負う。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われる。

注4 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、ファンドに関する役務につき、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.08%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 受託会社および管理会社の報酬

受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

管理会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注6 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の、以下に定める年率で（およびファンドのために直接負担した立替実費を）、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

25億南アフリカ・ランド以下の部分	0.200%
25億南アフリカ・ランド超50億南アフリカ・ランド以下の部分	0.175%
50億南アフリカ・ランド超200億南アフリカ・ランド以下の部分	0.150%
200億南アフリカ・ランド超の部分	0.125%

注7 - 代行協会の報酬

代行協会は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.5%以下に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注8 - 未払費用

	(南アフリカ・ランド)
投資顧問会社報酬	170,747
代行協会報酬	426,718
事務代行会社報酬	68,282
保管会社報酬	17,075
受託会社および管理会社報酬	17,075
弁護士報酬	45,576
海外登録費用	209,392
立替実費	4,263
専門家報酬	112,445
未払費用	1,071,573

注9 - 分配

管理会社は、いつでも、受託会社および投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する受益証券口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合、受託会社および投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2015年7月31日に終了した期間において、ファンドは受益者に対する分配金の支払を行わなかった。

注10 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注11 - 募集および買戻しの条件

受益証券の募集

受益証券の発行は、各取引日に受益証券の購入に係る申込書を受領した取引日の直前の評価日のルクセンブルグにおける営業終了時点の受益証券1口当たり純資産価格に等しい募集価格で、適格投資家に対し行われる。既存の受益者および適格投資家の最低取得申込口数は、1,000口である。1,000口を超過する分の取得申込口数は1口単位、または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とする。ただし、最低取得申込口数は、日本における販売会社の裁量により1口以上の単位に引き下げられる場合がある。販売手数料はかからない。

受益証券の買戻し

受益証券は、取引日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。各買戻通知は、1口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数で行われる。受益証券の買戻価格は、当該取引日の直前の評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格に等しい。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド
投資有価証券明細表
2015年 7月31日現在
(南アフリカ・ランドで表示)

通貨	額面金額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
ノルウェー					
固定利付債					
南アフリカ・ ランド	40,000,000	KOMMUNALBANKEN AS 0.5% 18/12/15	39,039,600	39,053,127	11.26
			39,039,600	39,053,127	11.26
		ノルウェー合計	39,039,600	39,053,127	11.26
フィリピン					
固定利付債					
南アフリカ・ ランド	18,000,000	ASIAN DEV BANK 6.5% 17/11/15	17,959,500	17,979,078	5.18
			17,959,500	17,979,078	5.18
		フィリピン合計	17,959,500	17,979,078	5.18
投資有価証券合計			56,999,100 (518,691,810円)	57,032,205 (518,993,066円)	16.44

(1) 額面金額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,102万円）で、2015年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約340万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝136.06円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

（a）2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

（b）ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2015年8月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約1.9兆円です。

（2015年8月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,655,438,188.93米ドル
		1	305,318,029.38ユーロ
		2	3,122,209,441.00豪ドル
		1	113,437,329.28カナダドル
		1	747,687,760.74ニュージーランドドル
		1	113,783,146.44英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	19	1,569,525,491.99米ドル
		7	161,062,090.54ユーロ
		13	424,981,146,009円
		9	847,341,492.93豪ドル
		4	50,578,048.44カナダドル
		5	316,278,878.87ニュージーランドドル
		3	20,676,249.45英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	18	755,216,976.92米ドル
		1	343,371,598.88南アフリカ・ランド
		1	18,164,870.17ユーロ
		28	30,253,025,262円
		7	717,792,218.55豪ドル
		3	212,279,399.80ニュージーランドドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、マネー セレクト トラスト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をトラストの勘定で行い、トラストの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当たり純資産価格の計算についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有します。管理会社は、一切の受託者または再受託者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社の現実の故意による懈怠、詐欺もしくは過失または未必の故意による作為や不作為により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受託者または再受託者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失または未必の故意による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。

管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社、販売会社および代行協会との各契約に基づいて、各々に委託されています。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任し、解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、過去または現在の受益者から補償を受ける権利以外で、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

（３）その他

本書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは信託証書の当事者であり、ルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の個人への販売は、2010年法の第100条により禁じられています。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2015年8月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝136.06円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2015年 3 月31日		2014年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		401,155	54,581	432,756	58,881
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	11	8,050,201	1,095,310	7,788,467	1,059,699
		8,451,356	1,149,891	8,221,223	1,118,580
前払費用		18,750	2,551	29,489	4,012
資産合計		8,470,106	1,152,443	8,250,712	1,122,592
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	51,023	375,000	51,023
準備金					
法定準備金	4	37,500	5,102	37,500	5,102
その他準備金	4	1,130,000	153,748	1,290,000	175,517
繰越損益	4	5,255,936	715,123	3,899,759	530,601
当期損益	4	633,681	86,219	1,196,177	162,752
		7,432,117	1,011,214	6,798,436	924,995
引当金					
納税引当金	5	807,746	109,902	1,222,740	166,366
		807,746	109,902	1,222,740	166,366
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	204,352	27,804	206,301	28,069
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,253	11,171	1,520
社会保障債務		16,681	2,270	12,064	1,641

	<u>230,243</u>	<u>31,327</u>	<u>229,536</u>	<u>31,231</u>
負債合計	<u>8,470,106</u>	<u>1,152,443</u>	<u>8,250,712</u>	<u>1,122,592</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2015年 3 月31日終了年度		2014年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	10、 11	379,754	51,669	242,513	32,996
人件費					
給与および賃金	9	811,587	110,425	757,768	103,102
給与および賃金にかかる 社会保障費	9	71,873	9,779	67,087	9,128
その他営業費用		25,000	3,402	10,417	1,417
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額		1,916	261	—	—
所得税	5	110,827	15,079	167,619	22,806
当期利益		633,681	86,219	1,196,177	162,752
費用合計		2,034,638	276,833	2,441,581	332,202
収益					
純売上高	1	2,025,472	275,586	2,275,971	309,669
金融固定資産からの収益	8	—	—	137,023	18,643
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、 11	9,166	1,247	28,587	3,890
収益合計		2,034,638	276,833	2,441,581	332,202

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年3月31日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2015年3月31日および2014年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の純取崩し	—	(305,000)	305,000
資産税準備金	—	145,000	(145,000)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2014年６月10日に行われた年次総会により、2008年の資産税準備金の全額である305,000ユーロが取り崩され、2014年度の資産税準備金として145,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2015年３月31日および2014年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注７－その他利息およびその他金融収益

	2015年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	—	3,047
	9,166	28,587

注8 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	136,762
受取配当金	—	261
	<u>—</u>	<u>137,023</u>

注9 - スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中、当社は6名を雇用していた。

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名であった。

注10 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント報酬	45,224	—
海外規制費用	104,173	119,228
その他費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注12 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在、約16,039百万ユーロである（2014年：15,250百万ユーロ）。

注13 - 受取保証

当社は2014年4月23日に、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日をもって終了した。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques			
and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		8,451,356	8,221,223
PREPAYMENTS		18,750	29,489
TOTAL (ASSETS)		8,470,106	8,250,712
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	633,681	1,196,177
		7,432,117	6,798,436
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	807,746	1,222,740
		807,746	1,222,740
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		16,681	12,064
		230,243	229,536
TOTAL (LIABILITIES)		8,470,106	8,250,712

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		633,681	1,196,177
TOTAL CHARGES		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	9,166	28,587
TOTAL INCOME		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year 's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 – Staff

During the year ended March 31, 2015 , the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 – Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

[次へ](#)

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

1,000億南アフリカ・ランド（約1兆210億円）を上限とします。

（後略）

< 訂正後 >

1,000億南アフリカ・ランド（約9,100億円）を上限とします。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

< 訂正前 >

（前略）

() 資本金の額（2015年5月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,085万円）で、2015年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約339万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.61円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

() 資本金の額（2015年8月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,102万円）で、2015年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約340万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝136.06円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

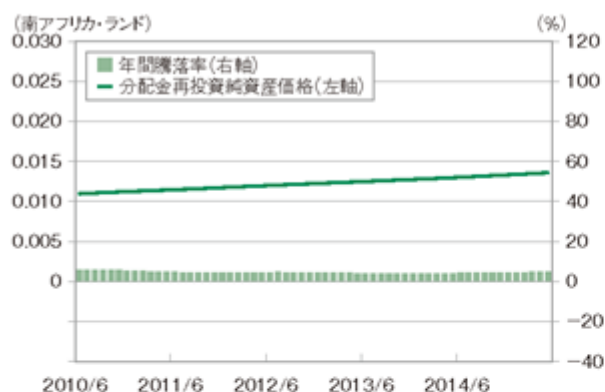
（後略）

3 投資リスク

参考情報

< 訂正前 >

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

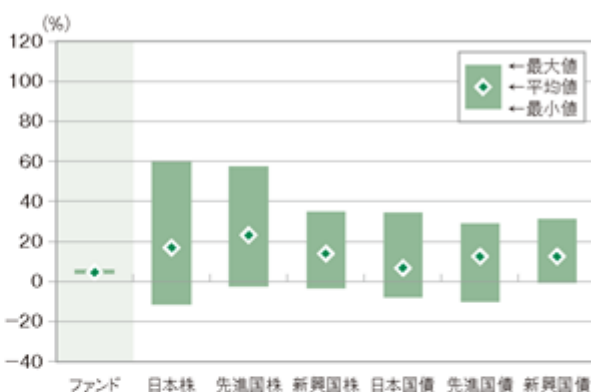


※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

なお、ファンドは2015年5月末まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	5.84%	59.60%	57.24%	34.54%	34.39%	28.90%	31.11%
最小値	4.05%	-11.31%	-2.45%	-3.05%	-7.85%	-9.94%	-0.54%
平均値	4.60%	16.98%	23.17%	13.93%	6.81%	12.53%	12.52%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

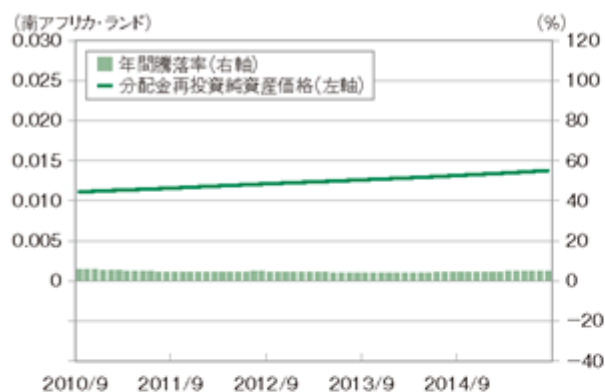
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年6月から2015年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(後略)

<訂正後>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

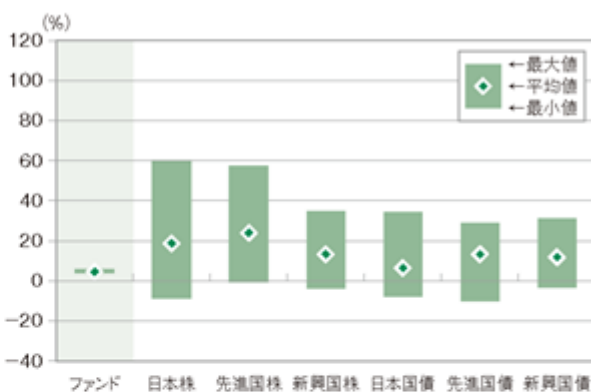


※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

なお、ファンドは2015年8月末まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	5.71%	59.60%	57.24%	34.54%	34.39%	28.90%	31.11%
最小値	4.05%	-8.52%	-0.49%	-3.56%	-7.85%	-9.94%	-3.47%
平均値	4.55%	18.68%	23.93%	13.27%	6.46%	13.30%	11.84%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年9月から2015年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(後略)

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

ファンドの日本の税法上の取扱いは必ずしも明確ではありませんが、公募公社債等運用投資信託として取扱われるものと考えられます。かかる取扱いによる場合、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります（なお、税務当局が、ファンドを、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託として取扱う可能性もありますが、その場合も、本書の日付現在、以下と同様の取扱いとなります。）。

（中略）

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

ファンドの日本の税法上の取扱いは必ずしも明確ではありませんが、公募公社債等運用投資信託として取扱われるものと考えられます。かかる取扱いによる場合、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります（なお、税務当局が、ファンドを、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託として取扱う可能性もありますが、その場合も、2015年10月30日現在、以下と同様の取扱いとなります。）。

（中略）

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2015年10月30日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

第2 管理及び運営

4 受益者の権利等

（3）本邦における代理人

<訂正前>

（前略）

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収
同 山口 敏寛

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

<訂正後>

（前略）

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収
同 中村 貴子

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(2) 会社の機構

本項は下線部分の記載位置が変更になります。

< 訂正前 >

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

（後略）

< 訂正後 >

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

（後略）

第3 投資信託制度の概要

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

< 訂正前 >

（前略）

- 1.3 2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約11,379であった。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

- 1.3 2015年6月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約11,061であった。

（後略）